

京都市告示第393号

景観法第8条第1項の規定に基づき定めた景観計画を変更しましたので、同法第9条第8項の規定において準用する同条第6項の規定により、次のとおり告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成24年2月1日

京都市長 門川 大作

1 景観計画の名称

京都市景観計画

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市景観部景観政策課

3 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

（都市計画局都市景観部景観政策課）